

知覚的知識に関するセラーズ的内在主義を擁護する

松本 将平

1. はじめに

我々はいかにして知覚的知識（知覚を介して獲得される非推論的な知識）を持つことが可能なのか。これは認識論と知覚論の両方に跨る問題である。認識論における伝統的基礎付け主義においては、知覚的知識は経験的知識全体を支える基礎的知識だと考えられていた（参照：Schlick 1959 など）。ここで基礎的知識とは、他の諸知識から認識的に独立である（つまりその知識を持つことができるためにすでに他の知識を持っている必要はない）が認識的に有効である（つまり他の経験的な信念を正当化する際に適切に引き合いに出すことができる）ような、個別的事実に関する知識だと特徴づけられる（Sellars 1956, §32 ; deVries&Triplett 2000, xxvi）。こうした見解に対して、ウィルフリド・セラーズは“Empiricism and the Philosophy of Mind”（以下、EPM と略記）において、そのような基礎的知識の存在にコミットする認識論的見解（＝「所与の神話」）を批判し、知覚的知識の帰属条件に関する彼自身の代替案を提出した。そこで示される彼自身の立場は、知識の外在主義を先取りしたものである一方で内在主義的側面をも併せ持つ興味深いものであり、ロバート・ブランダムをはじめとする現代の様々な哲学者に多大な影響を与えている。

しかし、EPM におけるセラーズの議論は、彼特有の晦渋な文体に加えて説明不足のために非常にわかりにくく、またいくつかの問題を抱えておりこれまでに度々批判されてきた(Sosa 2009 など)。そこで本稿では、まず EPM 第 8 部において論じられる知覚的知識に関するセラーズ自身の認識論的立場に対して一つの解釈を示す。その上で、その解釈のもとで提示される認識論的立場、すなわち、ある主体が持っている知覚的信念が知識であるためには ①その信念が信頼可能な仕方 で形成されていること、つまりその信念の内容が実際に真であるような時かつその時に限りその信念が形成されるという傾向性の表出として

その信念が形成されていること、および ②その主体自身はその信念の信頼可能性を知っていること の両方が必要である、というセラーズ的内在主義を、セラーズの前提をできるだけ保ちながら擁護することを試みる。

そこでとりわけ問題となるのは②の条件である。EPM において「第二のハードル」と呼ばれるこの条件は、セラーズの立場を「悪名高い強い内在主義」(Rosenberg, 2007, p. 248)にするものであり、 これまでに様々な論者によって批判されてきた。本稿では、この第二のハードルに関してセラーズに向けられる批判のうちの一つに関して本稿で提示するセラーズ的内在主義を擁護することが可能かどうかを吟味する。

2. 知覚的知識に関するセラーズの見解とその問題点

2.1 EPM におけるセラーズの立場

まず、本題に入る前に、知識一般に関してセラーズが受け入れていると思われる考えを確認しておこう。それは、次の考え (A) である (“The structure of knowledge” (以下 SK と略記) III, §1; SK III, §2; EPM, §36) . ¹

(A) S のある信念が知識であるためにはその信念が正当化されていることが必要であり、ある信念がある主体にとって正当化されているのはその主体がその信念を推論的に正当化しているないし正当化することができる時かつその時に限られる。

(A) は決して自明ではなくそれ自体擁護が必要な見解であるが、本稿では (A) をさしあたり受け入れることとする。本稿で問題としたいのは、ある人 S の持つ知覚的信念がいかにして正当化されるのかである。

まずは EPM においてセラーズが与える知識の条件を確認しよう。彼はまず一つの認識論的立場（「出発点」）を出した上で、そこに二つのハードルを加えることで彼自身のコミットする立場を提示する。各立場は次の通りである。

(出発点) S の「これは φ である」という報告が知覚的知識の表現である iff その報告が真であり、またその報告が \langle その対象が標準的状況²において現前し

ている時その時に限り「これは ϕ である」の顕在的ないし潜在的なトークンを生み出す」という傾向性の表出であり、その傾向性は S によって獲得された因果的性質である。

(第一のハードル) その報告が〈権威〉を持っている。

(第二のハードル) 当該の報告が権威を持っていることを S 自身が「ある意味で」認識している。

セラーズがここで「報告」をベースに議論を行なっていることに注意が必要である。彼が「報告」ベースで議論を行うのは、我々の心的な出来事や状態を問題にする際、それらの特徴を明らかにするために、それらを我々の言語的な振る舞い（及びその傾向性）に近似して議論するという戦略（「言語行動主義」(Verbal Behaviorism)）をセラーズが採るためである（なお、言語行動主義は EPM においては言及されていないが、他の諸論文においては明示的に採用されている (SK II, §9 など)）。言語行動主義においては、「 p と考えること」は、一次的な意味としては「『 p 』と述べること」と、二次的な意味としては「『 p 』と述べる短期間の直前傾向性」とみなされる (SK II, §10)。ここにおいて「述べる」(＝「声に出して考える」)とは、他者に対して何かを主張するという言語行為ではなく (EPM §33; SK II, §12)、「言語を知っている者として、正直に言葉を発話すること」である (SK III, §27)。EPM における「報告」はこの意味での知覚に際する「述べる」ことだとみなすことができる。そして、この言語行動主義的モデルにおいては、 p についての信念とは上の意味における「 p ということを出して考える」(短期間の直前)傾向性に他ならない (Sellars 1969, 71)。そのため、セラーズの報告ベースの議論は、信念という述語を用いて表現し直すことも可能であろうと思われる。ゆえに、以下では彼の立場を信念ベースに読み替えていくこととする（なお、セラーズの議論を信念ベースで整理するというのは、例えばドフリース&トリプレットによる EPM の解説においても採用されている解釈である (deVries&Triplett 2000, 104-5)。もっとも、

彼の議論を本当に信念ベースで書き換えて良いかについては議論の余地があると思われ、本来慎重な検討が必要である。ただし本稿では、セラーズの立場を信念ベースで書き換えることがセラーズ解釈として正しいかどうかは一旦脇に置き、以下で行うように彼の議論を信念ベースに書き換えた時に出てくる立場(本稿ではこれを「セラーズ的内在主義」と呼ぶこととする)が第 3 節で見る循環の問題を回避できるかどうかを吟味する)。

出発点の右辺は次のように理解できる。S が、標準的状况のもとで目の前に実際に赤いものがある時かつその時に限って目の前の対象は赤いという信念を獲得するような傾向性を持っており、その S が、白色光のもとで、目の前にある対象が赤いという信念を、その傾向性の表出として実際に獲得したとしよう。この時その知覚的信念は、まさにその傾向性の表出として形成されたがゆえに真である見込みが高い。そのため、その信念は知識に値する。これが、出発点の右辺が述べていることを信念ベースで解釈したものである。これは、いわゆる信頼性主義が課す知識の条件である。

「第一のハードル」は、その報告ないし信念が「権威」—ある種の規範的な力—を持っているという条件である。報告ないし信念はいかにして権威を持つのか。それは、その報告ないし信念の権威の存在が誰かに認められることによってである。どういうことか。例えば、標準的状况において赤いものが目の前にある時かつその時に限り、目の前の対象が赤いという信念を持つ傾向性を実際に身につけている人がいるとしよう。我々は、目の前の対象が赤いという信念をその人が持っている（あるいは目の前の対象が赤いとその人が報告ないし主張する）ことから、実際にその人の目の前に赤いものがあるのだと推論することができる。このような推論を、ブランダム (1994) に倣って「信頼性推論」と呼ぶことにする。第一のハードルで要求されていることは、この信頼性推論をなすことができる人が存在することである。³

しかし、第一のハードルはまだ不十分である。第一のハードルだけだと、調整された温度計や訓練されたオウムなどの報告も知識の表現だとみなすことになるからである。それゆえセラーズは、以上に加えて次のように「第二のハードル」を課す。

しかし、第二のハードルが決定的なものである。というのも、すでに見たように、知識の表現であるためには、報告が権威をもっていなければならないだけでなく、その権威が当の報告者によってある意味で認識されていなければならないからである。[...] 言い換えれば、「これは緑である」という確認報告が「知覚的知識を表現する」ためには、それが標準的状况における緑色のものの現前の徴候ないし印でなければならないだけでなく、「これは緑である」というトークンが視覚的知覚にとっての標準的状况における緑色の対象の現前の徴候であることを知覚者が知っていなければならないのである。(EPM, §35, 強調原著者)

これが要求することは、主体自身はその報告(ないし信念)の権威を認識しているということである。ただし、ここで言われていることは、当人が信頼性推論をなすことによってその知識を獲得しなければならない、ということではない。そのようにして獲得された知識は、そもそも推論的知識である。では、ここで要請されていることは何であるのか。少なくとも、「これは ϕ である」という自分の報告(ないし目の前の対象が ϕ であるという自信の信念)が実際に目の前の対象が ϕ であることの信頼可能な徴候である」という一般的知識を報告者(ないし信念主体)が持っていることをセラーズが要請していることは間違いない(EPM §36)。なお、セラーズは主体自身による権威の認識を「ある意味で」と濁しており、また EPM においてセラーズはこの点についてあまり明確なことを述べておらず、それゆえに第二のハードルには解釈の余地が多分にある。とはいえ、主体自身が自分の報告(ないし信念)が標準的状况においては信頼可能だという知識(メタ知識)を持っており、そのメタ知識を引き合いに出すことで信頼性推論をなすことができることをセラーズは要求していると解釈すべきだと思われる。というのもセラーズは SK 第 II 部 40 段落において、信頼性推論を主体ができなければならないと明示的に述べているからである(本稿 2.2 節参照)。

ゆえに、第一のハードルを課す立場と第二のハードルを課す立場は、信念ベースで書き直すと、それぞれ次のようにまとめられる。

(第一のハードルを課す立場) 目の前の対象が ϕ であるという S の知覚的信念が知識である iff 当該の信念が真であり, 信頼性推論が実際に適切であり (つまり, 実際に S の当該の信念が信頼可能であり), その推論をなすことができる人が存在する.

(第二のハードルを課す立場) 目の前の対象が ϕ であるという S の知覚的信念が知識である iff 当該の信念が真であり, 信頼性推論が実際に適切であり, その推論を信念主体自身がなすことができる.

しかし, 第二のハードルは問題含みである. 本稿では特に, セラーズの議論は悪循環に陥るのではないかという, アーネスト・ソーザによる批判を検討する (Sosa 2009) .

2.2 第二のハードルとはどのような条件なのか

ソーザの批判に移る前に, 第二のハードルの内実をもう少し確認しておく. 前説で見たように, 第二のハードルが課す条件は, 知覚的信念を信念主体自身が推論的に正当化することが可能であるということである (なお, ブランダムやデブリース&トリプレットも本稿と同様に第二のハードルを解釈している Brandom 1997, 157-8 / deVries&Triplett 2000, 85) . では, 知覚的信念の推論的正当化とはいかなるものであるのだろうか. その方法には次の二通りがあると考えられる. 一つは, 「より安全な報告へ退却する」 (Brandom 1997, 165) 方法である. 例えば, 霧箱実験において, 霧箱中に生じたある飛跡を見て「ここに α 線が通った」と報告したとしよう. この報告に理由が求められた場合, 大抵我々は, 飛跡の太さや曲がり方などに訴えることによって自分の報告を正当化しようとするだろう. これは, ある観察報告を, 自分がそれについては「より信頼できる報告者」 (Brandom 1997, 166, 強調原著者) であるような別の観察報告によって推論的に正当化するということである. しかし, もう一方で, 別の報告に退却することができないような場合も多々あるであろう. 例えば, 色や形の報告などを考えてみると良い. この場合, セラーズによれば, 報告者

にできなければならないことは、次のような信頼性推論をなすことである（なお、「阻却条件」とは、例えば、観察が非標準的状况のもとでなされている、報告者が薬物を摂取しており幻覚を見ている見込みが高いなどといった、もしそれが実際に成立していたら報告者に知識を帰属できないような条件のことである）。

私は、「見てよ！ここに赤いリンゴがある」と声に出して考えた
(*thought-out-loud*) 。

(阻却条件は一切獲得されていない)

それゆえ、私の目の前に赤いリンゴがあると信じるための十分な理由がある。

(SK II, §40)

そして、セラーズに従えば、この信頼性推論は次のような認識的原理（以下、T-P と呼ぶこととする）についての知識（メタ知識）を前提している。

もしある人が、(ϕ の適切な値について) 何かが ϕ であると（疑うための根拠なしに）知覚しているようである (*ostensibly perceive*) ならば、何かが ϕ であると彼が知覚していることは真である見込みが高い。 (“*More on Givenness and Explanatory Coherence*” (以下 MGEC と略記) , Para. 58) ⁴

しかし、我々は本当に T-P についての知識を持つことができるのだろうか。確かに我々は T-P についての信念（メタ信念）は持っているかもしれない。しかし、セラーズに従って (A) を受け入れるならば、そのメタ信念が知識であるためにはやはりこれも推論的に正当化されねばならないはずである。しかし、もしそうだとすると、循環の問題が生じるのではないか。これがソーザの批判の眼目である。

3. セラーズの説は悪循環に陥っているのか

3.1 無限後退の疑惑

以降で主に論じたいのは、セラーズの説が悪循環に陥っているのではないかという問題である。しかし本題に入る前に、準備として、まずセラーズの内在主義が無限後退に陥っていないことを確認しておきたい。それにより、循環の問題がどこで生じるのかをよりはっきりと確認することができるためである。

セラーズは次のことを認めるはずである (SK III, §9, §10, §12) ⁵。

(B) 主体がある信念 $B(p)$ を別の信念 $B(q)$ によって推論的に正当化することができるためには、主体は単に q を信じているだけでなく、 q を信じることににおいても正当化されていなければならない。

これより次のことが帰結する。信念主体は、知覚的信念の正当化の際に引き合いに出されるメタ信念を信じることに於いて正当化されていなければならない。では、それはいかにしてなされるのだろうか。EPM のセラーズに従えば、それは本人がこれまでに正しく知覚的報告をなしてきたという事実についての知識を引き合いに出すことによってである (EPM, §36)。しかし、これには無限後退の気配が濃厚である。とはいえ、この問題をセラーズの立場が回避できることは、EPM において示されている。以下でこのことを確認する。

EPM における仮想敵の批判は次の通りである。S の時刻 t_1 における知覚的知識は、「 x が ϕ である」という自身の報告は実際に x が ϕ であることの信頼できる徴候であるという S のメタ知識を前提としている。しかしそのメタ知識は時刻 t_1 以前においてすでに知覚的知識を持っていることを前提としている。ところが、その知覚的知識は、それが正当化されているためには、その知識が獲得されたその時点 (例えば $t_2 (< t_1)$ とする) において正当化されていなければならないはずである。それゆえ、S は t_2 においてすでに知覚的知識に関するメタ知識を持っていなければならない。しかしそのメタ知識はさらに別の先行する知覚的知識を前提する。よって、セラーズの立場は無無限後退に陥る。(図 1)

これに対するセラーズの反論は次の通りである。先の批判は、メタ知識が知覚的知識よりも前の時点で既に持たれていなければならないと想定していた。しかし、そのように考える必要はない。メタ知識は、本人の言語学習の歴史およびこれまでに観察報告をなしてきた歴史から正当化可能である。つまり、そ

の人が様々な報告を実際にそれが真であるような状況でこれまで幾度となくなしてきたということから、メタ知識を今正当化することができる。それゆえ、時刻 t_1 において知覚的知識を持つことができるために、時刻 t_2 において知覚的知識を既に持っている必要はない⁶。セラーズにおいては、知識が一つ一つ順繰りに獲得されていく、という描像は取られていない。そうではなく、セラーズに従えば、我々は、「一人前の言語共同体の成員」になっていく中で、観察的諸知識や一般的な経験的知識をいわば同時に帰属されることになるのである (EPM, §36)。それゆえ時刻 t_2 において主体がすでに知識所有者である必要は全くない。ただ、時刻 t_1 においてメタ信念の正当化に過去の観察報告の成功を引き合いに出すことができれば良いのである。(図 2)

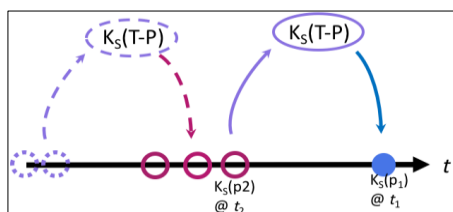


図 2. EPM におけるセラーズの仮想敵の批判

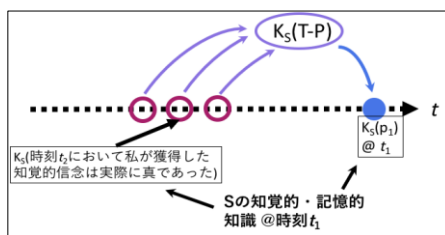


図 2. セラーズにおけるメタ信念の正当化の描像

3.2 アーネスト・ソーザの批判

以上のセラーズの応答は一見もつともらしい。しかし、この応答は S がまさに今そのメタ信念を正当化することができる、ということを前提している。それは本当に可能なのだろうか。ソーザはこの点を批判する。

ソーザの批判 (Sosa 2009, 92)

1. 当該の特定の事実がまさに獲得されたということを後になっても覚えていと想定することはどれほど現実的だろうか。

2. 自分の昔の知覚的反応についての我々の知識は、記憶によって獲得される記憶的知識のはずである。しかし記憶的知識も、知覚的知識と同様に、それが今獲得されている状況と同じ種類の状況において獲得された際の、その記憶の信頼可能性に関するメタな気づきを要求するようになる。しかし、知覚において問題があるならば、記憶においても同様の問題があるはずである。我々の記憶に関する信頼性をどう支持するのか。知覚の場合と同様に、これまでに獲得してきた記憶的信念が実際に真であったという事実に訴えて支持するというのか。しかし、そうすると、正当化の循環という問題が生じる。

補足しよう。以下、時刻 t において保持されている知覚的信念の内容を $p_1(t)$, $p_2(t)$, ... と、また、時刻 t において保持されている記憶的信念の内容を $m_1(t)$, $m_2(t)$, ... と表すことにしよう。加えて、先の T-P に加え、T-M を次のような認識的原理だとしよう。

もしある人が、(ϕ の適切な値について) 何かが ϕ であると (疑うための根拠なしに) 記憶しているようである (ostensibly remembers) ならば、何かが ϕ であると彼が記憶していることは真である見込みが高い (MGEC, Para. 58)

さて、時刻 t_1 において S が $p_1(t_1)$ についての信念 $B(p_1(t_1))$ を獲得したとしよう。セラーズの説明では、 $B(p_1(t_1))$ は T-P によって正当化される。では、 $B(T-P)$ は何によって正当化されるのか。EPM のセラーズの説明では、それは、 $B(m_1(t_1))$, $B(m_2(t_1))$, ..., $B(m_n(t_1))$ を引き合いに出すことによってである (ここで $m_1(t_1)$, $m_2(t_1)$, ... は、例えば、時刻 t_2 ($< t_1$) において私のこれは ϕ であるという知覚的信念は真であった、時刻 t_3 ($< t_1$) において私のこれは ϕ であるという知覚的信念は真であった、... という命題である)。しかしそもそもこのような $B(m_1(t_1))$, $B(m_2(t_1))$, ..., $B(m_n(t_1))$ を本当に我々は持っているのか。我々はそのようなことを覚えてはいないのではないか。これがソーザの一つ目の批判である。

仮に当該の記憶的諸信念を我々が適切にだけ引き合いに出せるとしよう。で

は、 $B(m_1(t_1))$, $B(m_2(t_1))$, ..., $B(m_n(t_1))$ はいかにして正当化されるのか. T-M を引き合いに出すことによってであろう. では $B(T-M)$ は何によって正当化されるのか. EPM の記述に従えば, それはこれまでに記憶によって獲得してきた諸信念が概ね真であったということを帰納的に導くような個々の事実についての信念である. しかしそれは, 別の記憶的信念 $B(m_{n+1}(t_1))$, $B(m_{n+2}(t_1))$, ...に他ならない. すなわち, $B(m_x(t_1))$ の正当化のためには T-M を引き合いに出さなければならないが, T-M の正当化のためには $B(m_x(t_1))$ を引き合いに出さなければならない. ここに循環が生じるのである(図 3, 4)⁷.

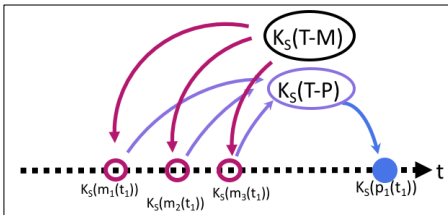


図 4. T-M による記憶的信念の正当化

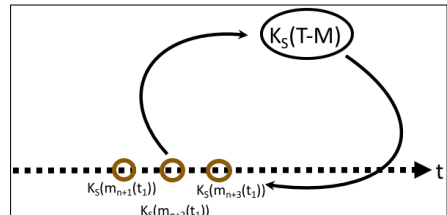


図 4. T-M の正当化において循環が生じる

4. 循環の問題を解決する

4.1 マイケル・ウィリアムズの Default and Challenge 解釈を検討する

どうすれば循環の問題を回避できるだろうか. 一つの戦略は, 正当化の連鎖を独断主義に陥ることなくどこかで止めるということである. マイケル・ウィリアムズは, セラーズに Default and Challenge という考えを読み込み, 〈疑うべき理由がない限り人はその信念への資格を付与されている〉という考えをとることによって, 正当化の無限後退を打ち止める⁸.

この解釈の内実を見ていこう. 我々は, 言語共同体の中での訓練を経て信頼可能な報告をなす傾向性を身につけることによって「公認された認識主体」になる (Williams 2009, 178). そしてそのような主体は, 「その人がそのような権威づけられていないと考えるべき理由がない時, ある信念ないしある主張へ

の資格を付与されている」(Williams 1999, 51). 例えば、標準的状况においては多くの場合、「(目の前の対象について) これは赤い」とか「ここに私の手がある」といった信念は、その状況において最も確実であって疑うことが意味をなさないであろう。そしてウィリアムズによると、主体はある信念を信じることに於いて、それを疑うべき正当な理由がない限り、(たとえ主体がその信念を信じる良い理由を提供することができなくても)デフォルトで正当化されていると見なされる(Williams 1999, 52)。また、もしそれに正当に疑いがかけられれば、彼のその信念への資格は保留され、その信念についての正当化が求められるだろう。例えば知覚的信念に関して正当に疑いがかけられた時、主体は先のメタ信念 B(T-P)を引き合いに出して正当化すれば良い。正当化に成功すれば、その信念への資格は維持される。そして、正当化を適切に求められた人が自らの信念を正当化する理由を提供できないような場合には、その信念への資格付与は撤回される。その資格は、その人が概ねまともな報告ができるようになっていたことが後に確認されれば再承認されることになる(Williams (1999; 2009) ; 笠木 (2004))。

では、メタ信念についてはどうであろうか。まず確認しておくべきは、メタ信念も、やはり多くの場合疑うこと自体不適切であろうと思われるという点である。B(T-P)やB(T-M)は、主体に何らかの障害や病気が生じているような場合を除いて、基本的には疑われないであろう。そして、それらを疑う根拠がない限り、主体にはデフォルトでそれらへの資格が付される。それゆえ、仮にそれらを疑う対話者がいたとしても、その疑いが適切でない限り、主体がそれをさらに正当化できることは要求されない。そのため、ウィリアムズの見解においては循環の問題は生じない。というのも、それ以上適切に疑うことのできない地点において正当化の営みは終了するからである。

とはいえ、メタ信念も正当に疑われうるケースがあるかもしれない。そのような場合にはメタ信念は推論的に正当化されねばならない。それは、その際に確実と見なされるような信念を引き合いに出すことによってなされる。そのような文脈では、知覚的ないし記憶的信念を引き合いに出すことができるかもしれない。ここで、メタ信念の正当化にそれらの信念を持ち出すと結局循環に陥るのではないかという批判がありうる(Kalpokas 2017, 431-2)が、それは誤解で

ある。この場合、今度はそれらの知覚的ないし記憶的信念がデフォルトで正当化されているのであり、その権威はメタ信念の権威には依存しないからである。とはいえ、確かにそれらの信念によってメタ信念を帰納的に正当化できるかについては問題がある。ソーザの一つ目の批判の通り、メタ信念を我々の記憶に訴えて帰納的に正当化することは難しいかもしれないためである。しかし我々には、メタ信念の別の正当化のルートがあるはずである（セラーズも、MGEC においては、もはやメタ信念が帰納的に正当化できるとは考えていない）。例えば、他者の証言（病院での検査なども含む）などに訴えることができるかもしれない。

なお、もちろん、知覚的および記憶的信念とメタ信念たちが全て同時に疑われるような場合もありうる。この場合、確かにメタ信念は正当化され得ないであろうが、しかしその時にはもはやその人は経験的知識を獲得できるとは言えないような（異常な）状態に陥っているのであろう。

ともあれ以上のように考えるならば、問題の悪循環は避けられるであろう。しかし、ウィリアムズの解釈への不満もある。ウィリアムズの立場に立つと、当人が推論的に正当化できないような信念も、その人にとって正当化されているということを認めなければならなくなる。というのも、ウィリアムズにおいては、たとえ主体が当該の信念を推論的に正当化できなくても、その信念の内容を疑うべき理由がなければそれを信じることに主体がデフォルトで正当化されることになるためである。しかしこれは、正当化に関するセラーズの見解(A)と食い違うように思われる（笠木 2014, スライド 14）。ゆえに、ウィリアムズの解釈は、セラーズ解釈として無理がある。可能な限りセラーズの立場を保持しながら彼の内在主義的見解を擁護するためには、セラーズの見解(A)と(B)を保持しつつ循環の問題を回避できないかどうかを検討する必要がある。本稿では、アダム・ライト(2005)のローカリズムのアイデアを採用することを提案する。

4.2 アダム・ライトのローカリズムを組み込む

ライトはセラーズと同様に、(A)と(B)を認め (Leite 2005, 402), ある人がある信念を信じることに正当化されているとは、(その人が悪い理由に基

づいてその信念を持っているわけではないことに加えて)「自身の背景的諸信念を用いて、それを疑うべき理由がないと正しくかつ責任を持って見なすような良い理由を提供することができる」ということに他ならないと考える (Leite 2005, 395)。加えて、ウィリアムズと同様に、ある信念についてそれ以上正当化を要求することが不相当であるような地点が存在することを認める⁹。ライトにおいては、ある主張は「[その主張の]擁護者がそれを疑うべき理由がないと正しくかつ責任を持って見なす時」(Leite 2005, 405)、それは「終端主張」(terminating claim)であり、正当化の連鎖はそこで終了するのである。

しかし、信念の正当化が推論的になされるという考えと、終端主張が存在するという考えは両立するのだろうか。ライトは次のように論じる。ある終端主張の内容を p とし、 p を疑うべき根拠がない (No Reason to Doubt) という命題を $NRD(p)$ と書くとしよう。主体は $B(p)$ を $NRD(p)$ によって支持することができる。つまり、 $B(NRD(p))$ は p を信じるための良い理由である。さて、 p を信じることに於いて主体が正当化されているためには、単に p を信じるための良い理由を持っているだけではなく、その理由を信じることに於いても正当化されていないからならないということをライトは要求する。この要求に従うと、主体は $NRD(p)$ を信じることに於いても正当化されていないからならない。これは $NRD(NRD(p))$ に訴えることによって可能である。ところで、もしある人の $NRD(p)$ という信念が真であるならば、 $NRD(NRD(p))$ もまた真である。というのも、 $NRD(p)$ を疑うべき理由があると仮定すると、 $NRD(p)$ と対立するような信念は何であれ p を疑う理由を構成するため、そもそも $NRD(p)$ は真ではないということになるからである。よって主体は、もし p を疑う理由がないと正しくかつ責任を持って見なすことができるならば $NRD(p)$ を信じるための良い理由を持っているのである。高階の NRD 信念は、 $NRD(p)$ という信念を形成することができる時点で全て適切に形成することができる。ゆえに、任意の NRD 信念についてそれを信じる良い理由を与えることができる上に、無限後退や循環の問題は生じないのである。(Leite 2005, 414)¹⁰

これは、本稿でテーマとなっている「第二のハードルを課す立場」と両立するように思われる上に、ウィリアムズの読みの問題点を回避することもできる。ライトの見解においては、信頼性推論が可能であるためには我々は状況が標準

的であることを知っていなければならないと想定することに何の問題も生じない。また、(A) および (B) の見解とライトのローカリズムは両立する。ゆえに、本稿では、ライトのローカリズムのアイデアを本稿で問題にしているセラーズ的内在主義に組み込むことを提案したい。

ただし、本当にこの戦略に問題がないかについては、さらなる検討が必要である。例えば、本解釈には次のような問題がある。「終端主張」は「[その主張の]擁護者がそれを疑うべき理由がないと正しくかつ責任を持って見な」(Leite 2005, 405) されるような主張であるわけだが、疑うべき理由がないと正しくかつ責任を持って見なされるのはどのような時であるのか¹¹。この問いに適切な答えを与えることは簡単ではないように思われる。そもそもライトの立場は擁護できるのかといった点も含め、さらなる考察が必要である。

5. まとめ

本稿では、(A)ある人があることを信じることに於いて正当化されているのは本人がその信念を正当化しているないし正当化することができる時に限られる、(B) 主体がある信念 $B(p)$ を別の信念 $B(q)$ によって推論的に正当化することができるためには、主体は単に q を信じているだけでなく、 q を信じることに於いても正当化されていなければならない、というセラーズの暗黙の前提を保持しつつ、知覚的知識に関するセラーズ的内在主義を擁護することが可能か、ということが検討された。本稿の議論のポイントは次の通りである。

知覚的信念は多くの場合、疑うこと自体が不適切である。とはいえ知覚的信念が適切に疑われる場合はありうる。そして、推論的正当化の方法には二種類ある：(一) 別の観察報告 (ないし知覚的信念) に退却する (二) メタ信念に訴える。ただし、(一) も結局のところそれ以上退却できない知覚的信念に帰着することになるため、(一) は (二) による正当化を前提する。しかし (二) にはこれまでいくつかの批判が向けられてきた。本稿ではそのうちの循環の問題を取り上げ、本稿で提示したセラーズ的内在主義がこの問題を回避できるかどうかを論じた。ここで確認されたことは、(1) ウィリアムズの Default and Challenge モデル的解釈を取れば、循環の問題は確かに解消する。しかし、Default

and Challenge モデル的解釈はセラーズの (A) の見解と両立しないという問題がある。(2) アダム・ライトのローカリズムをセラーズに読み込むことができるかもしれない。この解釈を取れば、ウィリアムズの解釈の良い点を残しつつ問題点を避けることができるかもしれない。しかし、ライトの立場を援用するという方策にも問題がないわけではないということが確認された。

以上のようにして、セラーズ的内在主義を擁護するための戦略が本稿では探求された。とはいえ、そこで出された提案は、未だラフスケッチでしかない。この方策を推し進めるには、次のような課題に答えていく必要があるだろう。

1. セラーズの前提(A), すなわち正当化されているためには当人が正当化できなければならないという考えは全く自明ではなく、擁護が必要である。
2. 循環の問題以外の批判に応答しなければならない。例えば第二のハードルには、それを課すと動物も知識主体から除外してしまうことになる。しかしこれは多くの人の直観に反するかもしれない。さらなる説明が必要である。また、なぜ知覚的知識について外在主義を取らないのかという点も説明しなければならないだろう。
3. ライトのローカリズムをセラーズに読み込むことに問題がないか、さらなる検討が必要である。

註

1. セラーズが (A) を受け入れていることは、次の引用から示唆されるであろう：「おそらく、何かを信じることに於いて正当化されているとは [...] それを信じるための良い理由を持っていることである」(SK III, §2)。また、次の引用からもこの考えを読み取ることができると思われる：「本質的な点は、ある出来事ないし状態を知るといふ出来事ないし知っているという状態として特徴づける際に、我々はその出来事ないし状態について経験的な記述を与えているわけではないということである。我々はその出来事ないし状態を理由からなる論理空間のうちに、すなわち人が述べることを正当化することや正当化することからなる論理空間のうちに置いているのである」(EPM, §36)。ここからは、S が知るといふ出来事・知っているという状態（これは、あることを信じることに於いて正当化されているような状態に他ならない）としてある出来事・状態が特徴づけられるためには、S がそこで知られるとされることがらについて正当化を実際に行っているか、あるいは正当化することができる必要があるという前提をセラーズが置いているということが示唆される。

なお、セラーズが主張(A)にコミットしているということは、多くの論者の認めると

ころでもあるということを付言しておく (Brandom 1997, 157-8; Leite 2004, 246 ; 笠木 2014, スライド 9) .

2. 実際に ϕ である対象がまさに ϕ であるように見えるような、典型的な知覚の状況のことである。例えば視覚的認識の標準的状況は、白色光のもとで対象を見ている、主体が幻覚薬を飲んでいない、といったものである。
3. 「出発点」の立場と「第一のハードル」の立場の違いがわかりにくいかもしれないので補足しておく。「出発点」の立場が課す条件は、報告者(ないし信念主体)が事実として標準的状況において世界と適切に対応した報告をなす(信念を形成する)ような傾向性を持っており、まさにその傾向性の表出として当該の報告がなされている(当該の信念が形成されている)がゆえにその報告(信念)が真である見込みが高くなっている、ということである。一方で、「第一のハードル」が課す条件は、「出発点に加えて、〈知識帰属者による評価〉という観点が加わる。例えば温度計は、物体の温度を計測するために作成され、用いられる。その温度計は、その目的に照らして正しく温度を計測・報告できているかどうかを我々(温度計の作成者・使用者)に評価される。そして、正しく温度を報告することができるのみなされれば、その温度計の報告は我々に信頼される。そして、そのような報告が権威を持つのである。ゆえに、報告の権威は、その権威を認める人が存在することによって成り立つ。そして、ある人が報告(ないし信念)の権威を認めるとは、結局のところ、その人がその報告(ないし信念)に関して先の信頼性推論をなすことができるということなのである。(参考: deVries&Triplett 2000, 81-2)
4. MGEC において「知覚する」「記憶する」「内省する」は、事実含意的な述語として用いられており、それに対し事実含意的ではない述語として「知覚しているようである (ostensibly perceive)」という表現が用いられていると思われる。
5. セラーズは SK において、「おそらく、あることを信じることに正当化されているとは、その否定とは対照的に、それを信じるための良い理由を持っているということだ」(SK III § 2) と述べ、推論的正当化のスキーマとして

私は、全てを考慮に入れた時、 p を信じるための良い理由を持っている；
したがって p である；
 p は q を論理的に含意する；
したがって私は、全てを考慮にいれた時、 q を信じる良い理由を持っている。
(SK III, 9)

を与えている(帰納的推論についても同様のスキーマを与えている (SK III, 12))。つまりセラーズは論理的ないし帰納的推論は「合理性を伝達する」(SK III, 10) とみなしている。セラーズが非推論的に正当化されているような信念の存在を否定していること(見解 (A)) を考慮すると、(B)をセラーズが認めると考えることに問題は無いであろう。

6. 「このように、私が擁護している見解が要求することは次の通りである。S について、X は Y の信頼できる徴候であるという形式の適切な事実、すなわち(ここでも私は過度に単純化しているが)「これは緑である」という発話が知覚の標準的状況において緑色の対象の現前の信頼できる指標であるということ(彼が今知っていると述べる)が正しくない限り、S によって今なされる「これは緑である」というトークン

は「知覚的知識を表現している」とはみなされないとということである。そして、ジョーンズに関するこの言明の正しさは、これらの発話が信頼できる指標であるという考えの根拠として先立つ特定の諸事実をジョーンズが今挙げるができることを要求するが、それはただ、これらの事実が実際に成立していたということをジョーンズが今知っており、それゆえに覚えていると述べるのが正しいことだけを要求する。これらの事実が成立していたまさにその時にそれらが成立していたことを彼が知っていたと述べるのが正しいということまでは要求されないのである。そして、〔無限〕後退は消える。」(EPM, §37)

7. なお、セラーズは MGEC において、本稿で採る道筋とは異なった仕方で循環の問題を解決しようとする。しかし、彼は当該のメタ知識を受け入れることが合理的であるということを示すことに失敗しているように思われる (Sosa 2009, 105)。もちろん、セラーズ自身の解決についてはさらなる詳細な検討が必要であるが、本稿にはその余地がない。今後の課題としたい。
8. MGEC の次の箇所が、このように文脈主義的にセラーズを解釈するためのテキスト上の根拠として挙げられるかもしれない。「もし [私の IPM 判断が] 挑戦されれば、私は PJ₁, PJ₃, PJ₄ のようなものに訴え、それらが真であると論じるであろう。もし、なぜそれらを受け入れることが合理的なのかと問われれば、私は次のように論じるであろう。すなわち、それらは、自分が作ったわけではない世界における有限の知識所有者であるとはどういうことかを定義する概念枠組みの中の要素である [からだ]、と」(MGEC, Para. 73, sic)。ここで「PJ₁, PJ₃, PJ₄」とは「MJ₁, MJ₃, MJ₄」の誤植であり、「MJ₁」とは「P_Eを持つ判断は真である見込みが高い」(MGEC, Para. 46) というメタ判断であり、MJ₃, MJ₄ は、それぞれ T-P, T-M のことである。
また、SK の次の箇所も、このようにセラーズを理解するための根拠となるかもしれない：「ある場面において保証を正当化するための適切に良いかもしれない理由には、他の場面においては保証を正当化するためには適切でないかもしれない」(SK, III, § 5)。セラーズは、「関係する適切性の文脈依存性」(SK, III, § 5, 強調原著者) を認めている。
9. しかし、仮にある信念を疑う適切な理由を持っていないとしても、それを疑うことが許容されるケースの存在も認める。例えばある人が、相手の信念が信頼可能な仕方で形成されたと信じる良い根拠を持っていたとしても、相手に正当化を求めることが可能であるようなケースがあるということをライトは認める (Leite 2005, 397; 405)。
10. ここで、次のことに注意してほしい。このライトの要請は、決して主体が p という信念を形成した時に同時に NRD(p)や NRD(NRD(p))...を形成している必要はないということである。主体に課される条件は、あくまでその人が、疑うべき理由のない主張 p について正当化を求められたその際に NRD(p)を引き合いに出してそれを正当化することができる能力を持っていることではない (Leite 2005, 415)。また、NRD(NRD(p)) という信念を形成する際に、NRD(p)からそれを推論的に導出するという過程を経る必要もない。それゆえ、主体が NRD(p)→NRD(NRD(p))ということを既に知っているないし信じている必要はない。繰り返すが、あくまで当人が疑う理由のない信念の正当化を求められた時に、高階の NRD 信念を引き合いにだしてそれを正当化することができるのであればそれで十分なのである。
11. この問題は、笠木雅史氏にご指摘いただいた。ここに感謝申し上げる。この問題については今後の課題とさせていただきます。

参考文献

- Brandom, R. (1994). *Making it explicit: reasoning, representing, and discursive commitment*, Harvard University Press (Cambridge).
- (1997). *Study guide*, in *Wilfrid Sellars, Empiricism and the philosophy of mind, with an introduction by Richard Rorty and a study guide by Robert Brandom*, Harvard University Press. (References are to the section numbers in the text.)
- deVries, W. A. & Triplett, T. (2000). *Knowledge, mind, and the given: reading Wilfrid Sellars's "Empiricism and the philosophy of mind" including the complete text of Sellars's essay*, Hackett.
- Kalpokas, D. (2017). "Sellars on Perceptual Knowledge", in *Transaction of the Charles S. Peirce Society*, 53(3), 425–446.
- Leite, A. (2004). "On justifying and being justified", *Philosophical Issues*, 14, 219–253.
- (2005). "A localist solution to the regress of epistemic justification", *Australasian Journal of Philosophy*, 83(3), 395–421.
- Rosenberg, J. F. (2004). "Sellarsian seeing: in search of perceptual authority", in *Perception and reality*, Ralph Schumacher (ed.), Mentis Verlag, Reprinted in Rosenberg (2007). (References are to the reprinted edition.)
- (2007). *Wilfrid Sellars: Fusing the Images*, Oxford University Press.
- Schlick, M. (1959). "The foundation of knowledge", in *Logical positivism* (1959), Ayer, A.J.(ed.), 209–27. New York, The Free Press. (Original work: 1934)
- Sellars, W., & Amaral, P. (1992). *The metaphysics of epistemology*, independently published.
- Sellars, W. (1956). "Empiricism and the philosophy of mind", in *Minnesota Studies in the Philosophy of Science*, 1(19), 253–329.
- (1975). "The structure of knowledge", in *Action, Knowledge and Reality: Studies in Honor of Wilfrid Sellars*, 295–347.
- Sosa, E. (2009). "The mythology of the given" in *Reflective knowledge: Apt belief and reflective knowledge*, Oxford University Press.

- Williams, M. (1999). “Skepticism”, in *The Blackwell guide to epistemology*, 33–69.
- (2009). “The tortoise and the serpent: Sellars on the structure of empirical knowledge”, in deVries, W. (ed.), *Empiricism, Perceptual Knowledge, Normativity, and Realism: Essays on Wilfrid Sellars*. Oxford University Press.
- 笠木雅史. (2004). 「セラーズにおける語用論と認識論」, 『人文論究』, 54(1), 118–131.
- (2014) 「セラーズの所与の神話批判はどの程度成功しているのか?」, 第 73 回日本哲学会, 北海道大学, 6 月 29 日.
- <https://www.yumpu.com/da/document/view/26656919/>-, (最終閲覧日 : 2019/11/26) .